

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	はやし田	はやしだ		安芸高田市高宮町	昭和44年(1969)4月28日(県指定) 昭和45年(1970)6年8日(選択) 平成9年(1998)12月15日(国指定)			高宮町の田植は、現在もなおお田植明をつたて植える習わしはやし田の形式を存続させている。はやし田は、田植の前に早乙女の田植り、牛馬の代掻き、田の神まつる神事など古形を具備し、実際の田植にあたっては、それらの行事の歌と歌(大工(ヤンバ)にもう)の音頭をあわせて太鼓・小太鼓・笛・笙をはやし、多数の乙女が唱和しつつ植える。田植明は大体系系であるが、備後に隣接するという地理上の関係から備後系をまじえているうえに、島根県の出雲系・石見系ととり、田植明の種類は豊富である。また、佳節の田植明も多く、なかでも「原田ふし」といふ頃は、華やかな調子と、早乙女の独特の返し方とすぐれた田植である。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	比婆の荒神神楽	ひばのこうじんがくら		庄原市東城町	昭和46年(1971)11月11日(選択) 昭和54年(1979)2月3日(国指定)			比婆荒神神楽は、名の本山三宮荒神に奉納する祖霊信仰の神楽といわれ、同様な神楽は現在、備後では比婆・神石の二部、備中では川上・阿哲・上房の三部に残っている。なかでも東城。西条地方に伝わる比婆荒神神楽は神楽の古いかたちを残しており、貴重である。本山三宮荒神は直接的な産土神としての性格をもち、さらに村にはそれらを包摂する村全体の産土神として氏神(鎮守社)が存在していたようである。本山三宮荒神に列しては、氏神に対するおろかな信仰はちがたかたきいれそれをもっていたようである。本山三宮荒神への毎年の荒神祭に奉納する小神楽と、式年の大神楽は、名内の人びとがもつとも盛大に、もつとも厳粛に行われてきた。神役中の七座神事(「打立」「曲舞」「指神」「辨舞」「舞舞」「猿田彦の舞」「神迎えの舞」)の中の舞はいわゆる神事舞で、それぞれが古い手ぶりをそのまま伝えているといわれる。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	本地の花笠踊	ほんじのはながさおどり		山県郡北広島町	昭和36年(1961)4月18日(県指定) 昭和47年(1972)8年5日(選択)			起源は北広島町新庄に残る南条踊りと同じであるが、確認はない。豊年の見通しのついた年の旧暦8月15日に、旧本地村一円で行われるが、歌謡を先頭に太鼓・鉦(かね)・笛・おどり子二、三十名が行列を伴って進行し、神社や寺の境内でおこなう。踊りは、男子であるが、深い編笠とバヤリと称する布で面をかき、そのいゆかた、女帯に赤いごき、白の手甲、白足袋に雪駄という女装である。花で飾り、長いしびを八方にたらし、みこと大花笠をつけたおどり子が、緩調子でゆるやかに動くさまは方華鏡のように美しい。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	新庄のはやし田	しんじょうのはやしだ		山県郡北広島町	昭和34年(1959)10月30日(県指定) 昭和49年(1974)12年4日(選択) 平成9年(1997)12月15日(国指定)			中国山地の山間の村々には、はやし田とか、花田植などといわれる。はなやかな田植をおこなう風が残っている。この日ばかりは、代掻きの牛も頭に花をつけ、漆塗りの鞍をかけ、定数を染めぬいた轡を立てる。美しく飾った十数頭の牛が、先年の綱さばきによって、鶴の巣ごもりや天の三つ星など、代掻きの秘技を展開するさまは壮観である。さらさら竹をもったサンバイが音頭をとると、つづみ・小太鼓・手打鉦・笛などがいっせいにはやし立て、早乙女(おむめ)は神楽から田植歌を歌い、笛をさす手もはずむ。◎各地のはやし田は、近年のなほはびたてであるが、この新庄(しんじょう)のはやし田は、目的の増進する祭式を備えて古形を残している。ちなみにこの村から出た「田植草紙」は、構成をくずさず、すぐれた歌謡をもつものといわれ、中世歌謡の古典とされている。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	大山供養田植			庄原市東城町	昭和43年(1968)1月12日(県指定) 昭和50年(1975)12年8日(選択)			伯耆大山を中心とした、伯耆・実作・備中北部・備後北部一帯の地方は、大山の大神山神社と天台宗大山寺とが神仏習合して生じた、牛馬安全の神、大山智明大権現(通称大仙さん)への信仰がさかんであった地方である。この東城の地方でも、旧村単位での地区にも、高い山の上に大神神社が勧請され、毎年春や秋に大山祭りが賑やかに行われてきた。◎大山供養田植は、定期的に毎年行われる春秋の大山祭りとは別に、臨時、奇特な振舞が主催して、不慮の死にあって牛馬の霊を供養し、現在調査している牛馬の安全と五穀豊穡・家内安全を祈念する大規模な祭り、田植おどり・供養行事・しろうかき・太鼓田植・お札納めの五行事で構成されている。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	弓神楽	ゆみかくら		府中市上下町	昭和46年(1971)12月23日(県指定) 昭和53年(1978)1年31日(選択)			私祭神楽としての弓神楽は、元来備後一円で行われた。この神楽は家庭祭祀―土公祭や年祝などに演奏される私的な神楽で、普通の立神楽ではな(正産して行われる。◎ 民家の奥座敷を祭壇として、神座の前に青御座を敷き、その上に播磨を伏せて置え、その上に御座二―二本と半紙に包んだ米小量を入れる。弓の弦を上方にして播輪に結びつけ、その弦を打竹で打ち鳴らしながら祭文を唱えて演奏するものである。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	阿刀神楽	あとから		広島市安佐南区	昭和40年(1965)10月29日(県指定) 昭和55年(1980)12年12日(選択)			古くから阿刀明神社の祭りに奉納されてきた神楽で、石見出雲流神楽の流れをくむ。◎ 一二の演目によって構成される「十二神紙系」で、「鼓の口開け」に始まり、「湯立舞」「所務分け」「荷事」などの舞が、大太鼓(宮太鼓)、笛、鉦(銅拍子)によるいろいろな調子の囃子に合わせて舞われる。◎ もともとこの神楽は、天照大神、宗像三女神を祭る阿刀明神社の秋祭りに奉納されたものであったが、江戸時代後期、周防(山口県)から移ってきた宇高宗期によって、素術の型を取り入れた現状の形式に作り上げられたと伝えられる。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	久井福生神社の御当	くいなりじんじやの		三原市久井町	昭和56年(1981)12月24日(選択)			久井福生神社の御当は、久井福生神社の秋の例祭で行われる行事である。当日の行事の次第をみると、午前には祭典があり、これに引き続いて午後にはまず神楽殿で見守(みもり)の当(社祭社人の座)があり、次いで広庭で東座(もとの領家分の座)と西座(もとの地頭文の座)が行われる。東西の各座ともその年の当番主が各自の持つ御当田から掘れた新穀で醸造した甘酒と大鯛を献納する。続いて「場の魚」と呼ばれる行事があり、下げ渡された大鯛を握入方が握入、包丁が列座の中で、亀の入れ首等特色ある包丁さばきで古式通りに料理を行い、やがて直会となる。この行事は慶長三年(1598)年の「福翁御当之覚」の記録とはほぼ近い形で今日まで行われていることから、貴重な行事といえることから、早急に記録を作成する必要があるものもある。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	安芸・備後の辻堂の習俗	あきびんごのつじどうのしゅうぞく		広島県	昭和58年(1983)12月16日(選択)			辻堂・お堂・四つ堂・休み堂・地蔵堂・薬師堂・観音堂・大師堂・阿弥陀堂などと呼ばれる吹き抜けないしは三方を板囲した簡素な堂が備後の南部を中心に広く分布している。これらの堂はかつては村人たちによって日常の社交親睦の場として利用されたほか、盆供養が営まれるなど信仰の場でもあった。この地方の辻堂の習俗は、庶民信仰の実態と推移を知る上で貴重なものであるが、今日では社会の変化に伴って衰滅しつつあることから、早急に記録を作成する必要があるものがある。		

国/県	種別	名称	よみ	員数	所在地	指定等年月日	構造形式	法量	解説	写真	備考
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	安芸・備後の水車習俗	あきびんこのすいしゃしゅうぞく		広島県	昭和59年(1984)12月20日(選択)			広島県の北部・中国山地の山間地帯は、農業揚水用、精米・精麦用、こんにやく製造用等の水車が現在まで残存稼働している全国でも数少ない地域の一つである。水車臼なでの習俗も含めて、水車の構造や習俗について早急に記録を作成する必要がある。		
国	記録記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	宮島のタノモサン	みやじまのたのもさん		廿日市市宮島町	平成21年3月11日(選択)			広島県廿日市市宮島町に伝承される八朔の行事で、子供のいる家々がタノモ船と呼ばれる小さな船を作り、季節の野菜や家族と同じ数の人形などを乗せて海へ流したし、子供の無事な成長や家内安全、五穀豊穡などを祈願する。		